

TAX NEWS

～消費税改正・経理事務の注意点について～



今年10月1日の消費税改正について、「うちの会社は軽減税率の商品を扱わないから関係ない」とお考えではないでしょうか。実は今回の改正はすべての事業者の経理事務に影響します。日々の記帳処理はこれまで以上に大事になりますので、注意点をお伝えしたいと思います。

◆ 取引ごとに税率の把握が必要です

「課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れ等に係る消費税額 = 納付消費税額」、この消費税の計算の基本は軽減税率制度の実施後も変わりません。しかし、消費税率が8%と10%の複数が混在することで、「売上げ」「仕入れ等」、個々の取引の税率を把握し、税率ごとに区分して消費税額を計算することが必要となります。

※ここでの「仕入れ等」とは、原材料や商品の仕入れだけでなく、備品の購入、交際費、賃借料、光熱費、通信費なども含まれます。例えば、贈答用の食品や会議の接客時の茶菓の購入は軽減税率の対象となり、消費税額の計算に影響します。

◆ 帳簿、請求書等が変わります ～「区分記載請求書等保存方式」の導入～

現行の消費税制度でも、課税仕入れ等に係る消費税額の計算には帳簿および請求書等の保存は必要とされていますが、10月1日から2023年9月30日までの間は、次の記載事項を追加した帳簿および請求書等の保存が求められます。

- 帳簿 「軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨」
- 区分記載請求書等 「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額」

右図のようなイメージです。必要事項の記載を確認して仕入税額控除を行います。自社が顧客に発行する請求書も同様に記載することが必要です。

※2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」が導入されます。適格請求書がなければ、購入した側では仕入税額控除ができず、納める消費税額が多くなってしまいます。詳細は「JTCかわら版3月号 TAX NEWS」をご覧ください。

「区分記載請求書」
(イメージ)

請求書

〇〇御中

□月分 21,800円 (税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日 割りばし4組 5,500円

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象であることを示します。

★政府広報オンラインより★

◆ 10月1日前後の取引や経過措置の対象取引に注意

税率8%は軽減税率の商品だけではありません。例えば、取引先が9月29日に税率8%で売上計上した商品を10月2日に仕入れた場合、取引先の請求書に合わせて8%で仕入計上します。また、税率引き上げの経過措置として請負工事や予約販売、電気料金等の中には、契約時期や内容によって10月1日以後の支払でも改正前の税率8%が適用される場合があります。

◆ 軽減税率の8%と経過措置の8%は別物です

消費税は国税と地方税（地方消費税）の2種類からなる税金です。10月1日からの税率の内訳は下表のとおりで、同じ8%でも軽減税率と経過措置では内訳が異なります。消費税の納付額の計算に影響しますので、記帳の際は軽減税率8%と経過措置8%の区分する必要があります。

原則の10%	国税：7.8%	地方税：2.2%
軽減税率の8%	国税：6.24%	地方税：1.76%
経過措置の8%	国税：6.3%	地方税：1.7%

経理ソフトのバージョンアップやシステム変更の準備は進めておられますか。適用税率ごとに区分した経理が困難な中小事業者には一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。どのように対応すればよいか、ご相談やご質問等ございましたら弊所担当者までご連絡ください。（文責 谷村 英子）